

県下で新型インフルエンザの感染が確認されたことに関する会長声明

本月16日、神戸市内において、水際の検疫を除いて国内で初めての新型インフルエンザの感染が確認されました。また、今日までに新たな感染が確認されています。現在療養中の皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りします。

既に、医療機関、行政機関において迅速に対応を取られていることを評価すると共に、今回の感染が海外渡航歴のない人から人への感染であると認められ、その急速な拡大が懸念されることから、よりいっそうの医療関係機関の体制強化、行政の相談窓口の更なる充実はもとより、警察署、拘置所、刑務所等の施設内での感染拡大防止の対策と十分な医療も必要です。

また、新たな疾病の発生に際しては、残念ながら、少なからず誤った情報が流布されたり、風評被害が発生したりすることがあります。また、何よりも一番辛い思いをされている患者やその家族の方々の名誉やプライバシーといった関係者の人権保障の視点が忘れられがちです。新型の疾病だからといって、過剰な反応をするのではなく、正確な情報に基づいた冷静な行動を取ることが求められます。

さらに、新型インフルエンザ対策が、県民の健康被害を防ぐものであると同時に、県民の生活や社会機能を混乱させないようにすることも重要な視点です。感染発生地域の学校や保育所を一定期間臨時休校とすることは致し方のないところですが、保護者の勤務等に相当な支障が出ることも考えられ、さらには今後万一感染の範囲が大きく拡大したような場合に、大半の公共機関が休業となれば、県民の社会生活は立ちどころに停止してしまいます。

新型インフルエンザの感染拡大を阻止し、県民の安全を守るという要請と人権保障や社会生活機能の確保という要請は相互に衝突対立しかねない問題ですが、これら要請のいずれもが重要かつ必要であることに留意し、感染拡大阻止の対策が進められることを望むものです。

当地は1995年（平成7年）の阪神淡路大震災を経験しています。そのときの教訓としても、県民、行政、各種団体などが一体となって、きめの細かい対策を立て、危機管理に取り組んでいくことが重要です。

当会としても、新型インフルエンザの感染拡大によって生じる法律問題の解決に対応し、県民の人権保障と安全安心な生活確保のために努力する所存です。

2009年（平成21年）5月18日

兵庫県弁護士会

会長 春 名 一 典